

第13回戸籍制度に関する研究会 議事要旨

- 1 日 時：平成28年1月28日（木）16：00～17：46
- 2 場 所：法務省民事局会議室
- 3 出席者：窪田座長，阿部委員，磯谷委員，大橋委員，金崎委員，唐沢委員，木村（三）委員，篠原委員，高橋委員，辻委員
- 4 概 要：法務省から，配布資料に関する説明を行った。引き続き，自由討論が行われ，大要，以下のような指摘等がされた。

【資料13「1 新システムにおける戸籍情報保護方針の検討（制度面における検討の進め方とシステム面との関係について）」～「3 現行の戸籍法制とマイナンバー制度上の個人情報保護措置との関係での論点について」】

- マイナポータルで特定個人情報の開示を国に請求するときには，その請求は行政機関個人情報保護法第12条に基づく開示請求ということになると思うが，現行の戸籍法では，当該規定を適用除外にしているので，戸籍法に行政機関個人情報保護法第12条や第14条関連の規定について適用除外としないというような規定を置かないと，マイナポータルにおける開示請求の仕組みを利用することができないということにならないか。
- マイナポータルの情報提供等開示機能では，情報提供ネットワークシステムに残された情報連携のログを見ることができるが，そのログには情報連携された情報そのものは記録されていない。
また，戸籍事務でマイナンバーを使う場合は番号法別表第一に，情報連携する場合は番号法別表第二に規定することとなるもので，それぞれ，全く別の話になることを前提として議論する必要がある。
- 情報提供ネットワークシステムを使って情報連携をした場合には，ログが残り，それを本人がマイナポータルを使って見られる状態になっているが，情報提供ネットワークシステムを使わずに何か情報をやり取りした場合には，その記録をマイナポータルから見ることとはできないということになる。
 - ・ 現行の戸籍事務において，戸籍謄本等の交付請求があった場合に，本人にそれを通知するような制度とされていなかったのには，一定の背景があり，過去の議論では，弁護士の職務上請求などに関しては，戸籍謄本等が請求されたこと自体を開示されることが望ましくない場合があるのではないかという指摘もあったと思うので，その辺りについても，できるだけ論点を明確にするような形で議論した方がよい。
 - ・ 今の点は，いわゆる本人通知制度に絡む問題だと思うが，平成19年の戸籍法改正の際に，戸籍謄本等の交付請求書について全部開示とすることかどうかについて議論があり，全部開示をすることについては反対意見が強かったということで，その制度は導入が見送られたという経緯がある。他方，本人通知制度に関して導入を求める声は当時からも強かったし，現在でも，一定の範囲での本人通知制度についての要望がある。そういった経緯もあることから，戸籍事務にマイナンバーを導入して，一定の場合にマイナポータルで本人に関する情報連携の状況が見られることとするのであれば，本人通知制度の導入についても議論をすべきであるという声もあり

得るので、それも踏まえて今後の論点を整理する必要がある。

- 戸籍法第123条では、行政不服審査法の適用除外の規定が置かれているが、マイナポータルでの開示請求について、戸籍法を改正して行政機関個人情報保護法の規定を適用するという規律にした場合、開示請求に応じなかったことに対する不服申立てについては、現行法上、何らかの手当がされているという理解で良いか。
 - ・ 戸籍法第123条及び第124条は、飽くまで、受理、不受理の問題と戸籍謄本等の交付、不交付の処分についての不服申立ては、それぞれやり方が違うということを規定するものであり、戸籍謄本等の交付請求に関する情報の開示に対する不服申立てについては、行政不服審査法の規律に服することとなる。
- 番号法第23条によれば、情報提供ネットワークシステムを使って情報連携をしたときには、情報照会者、情報提供者及び総務大臣の三者のところに同じログが残る、そのログを不開示にすることも可能だということが規定されているが、開示、不開示に関する三者の判断について整合するような措置は執られているのか。
 - ・ 情報連携は、情報照会から始まる仕組みであるため、情報照会している事実を本人が知るべきでない情報である場合には、情報照会者が不開示情報に該当する旨を表示して照会するというのが基本的な考え方となっている、したがって、照会を受けた情報提供者のところにも、照会・提供の情報が経由する総務大臣のところにも当該情報が不開示情報に該当する旨も含めた記録が残るという仕組みとなっている。
- マイナポータルにおける情報開示の仕組みについて、戸籍事務にマイナンバーを導入した場合にどうするかという議論以前に、例えば、情報提供ネットワークシステムを経由しない市区町村間での戸籍情報の連携の記録の開示の可否などの議論が必要となるのではないか。

【資料13「4 その他（システムワーキンググループにおける議論）について」】

- 戸籍情報保持形態によって、システムの管理主体が市区町村となるのか国となるのか、それぞれ異なるので、今後の検討に当たっては、システム上の欠陥によって何か損害が生じた場合の責任の主体がどこになるのかということも、明らかにすべきである。
- 例えば、市区町村がシステムを管理する形態とする場合、システムを利用する者とシステムを管理する者が同じとなるので、リスクの防止が難しいと考えられるが、国がシステムを一元的に管理する形態であれば、その点についてはより安全性が高いと言える。他方、全国のシステムを一元化した状況で、戸籍情報にアクセスすることができる権限を不当に利用された場合、リスクの範囲が全国の戸籍情報に広がるおそれもある。このようにいろいろなリスクが考えられることから、リスクの分析に関しては、余り絞らずに、可能性がありそうなものを全部挙げて網羅的に検討していく方が望ましい。

以 上